被扶養者を減らす申請をするときの添付書類（○印）

下記一覧表を確認し該当する書類を提出してください。

【注意事項】

1. 扶養の事実があった日から5日以内に、届出ください。5日を過ぎた場合でも事実日（異動年月日）に遡り扶養削除となります。
   （提出先：SATO社会保険労務士法人もしくは各会社健康保険担当部門）
2. 添付書類にマイナンバーの記載は不要です。
3. 内容により必要と判断した場合は、一覧表にない書類を別途ご提出いただくことがあります。

			添付書類		入手先
基本届	①被扶養者異動届（減）		○	以下、全ての申請に必要です。	事業所担当者／健康保険組合ホームページ 申請書式No.T1-2
基本届	②異動対象者方が資格確認書（R7.12.1までは健康保険証）をお持ちの場合は添付が必要		○		
	このようなときには…				
該当するものを提出	③就職したとき		○	資格情報のお知らせの写しまたは 社会保険資格取得証明書の写し	勤務先
該当するものを提出	④収入が扶養の範囲を越えると見込まれるとき（＊注1）	勤労収入	○	変更となった事業主の給与支払証明書 ・変更となった月をまたいだ3ヵ月分の給与明細書の写し ＊上記書類がないとき 「雇用内容・給与支払（見込み）証明書」	勤務先 ＊事業所担当者／健康保険組合ホームページ 申請書式No.T6
該当するものを提出	※削除日（異動年月日）は、収入が超えると見込まれるとき雇用契約開始（変更）日、実労働開始日（給与支給日ではありません）、給付金受給開始日などになります。	年金収入	○	直近の年金通知書の写し	年金事務所
該当するものを提出		雇用保険などの給付金を受給	○	雇用保険被保険者受給資格者証全面の写しなど給付金決定通知書の写し	ハローワーク
該当するものを提出	⑤他の家族に扶養されるとき		○	・結婚の場合は、婚姻日のわかる証明書 または ・配偶者の収入見込額が多くなり被扶養者を異動する場合は、配偶者の今後の年間収入見込額がわかるもの写し（＊注2）	勤務先、市区町村役場　など
該当するものを提出	⑥離婚したとき		○	離婚日のわかる証明書	市区町村役場　など
該当するものを提出	⑦死亡したとき		○	死亡日のわかる証明書	
	上記書類に合わせて…				
該当するものを提出	⑧資格喪失後、国民健康保険に加入するとき		○	「健康保険〈被保険者・被扶養者〉資格喪失証明書発行願」	事業所担当者／健康保険組合ホームページ申請書式No.T8
該当するものを提出	⑨6ヵ月以上遡り削除になるとき		○	「被扶養者異動届（減）届出遅延理由書」	事業所担当者／健康保険組合ホームページ申請書式No.T7

（＊注1）以下1つでも該当するとき

- 年間収入が130万円〈60歳以上および障害年金支給者は180万円〉以上と見込まれる、または月収が継続的に108,334円以上〈60歳以上および障害年金受給者は15万円〉以上となり、上記年間収入額以上と見込まれるとき。
- 年間収入が被保険者の年間収入の1/2以上と見込まれるとき
  ※収入は勤労収入では賞与・手当金・交通費、年金収入では障害年金・遺族年金も含まれます。
- 雇用保険などの給付金を受給し日額が3,612円〈60歳以上および障害年金受給者は5,000円〉以上と見込まれるとき

（＊注2）配偶者が扶養家族でなく、夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定は、年間収入の多い方の被扶養者とすることが原則とされています。年間収入が同程度である場合は、被保険者の申請により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。

配偶者の収入見込額がわかるものについて

例：源泉徴収票の写し、直近3か月分の給与明細書の写し、給付金決定通知書の写し、標準報酬額決定通知書の写し、確定申告書の写しなど